

◎留萌消防署からのお知らせ

☎ 留萌消防署予防課 ☎ 42-2211

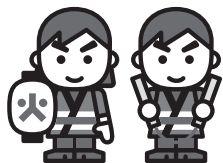
【危険物取扱者試験について】

▼留萌市で開催される平成29年度危険物取扱者試験は、7月23日(日)、9月24日(日)となります。試験の実施に伴い、危険物取扱者試験準備講習を次のとおり開催します。

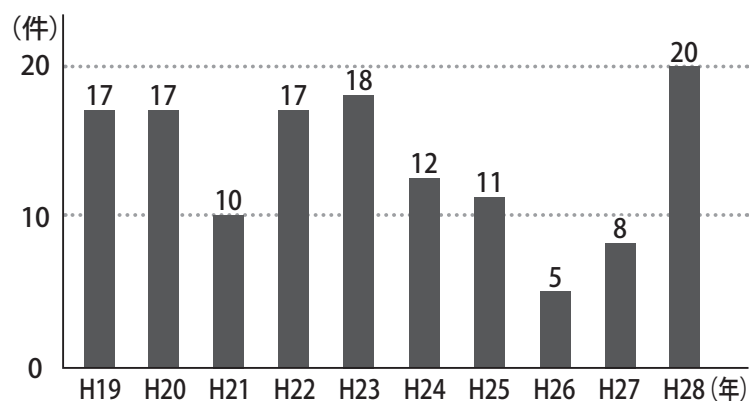
詳しくは、留萌消防署へお問い合わせください。
 日 7月3日(日)～6日(水) 所 留萌消防署2階会議室

【少年消防クラブ員を募集します】

▼少年消防クラブに参加し、防火・防災の正しい知識を身に付けませんか。留萌消防署では、少年消防クラブ員を随時募集しています。詳しくは、留萌消防署へお問い合わせください。



●留萌消防組合管轄内の火災発生件数



留萌消防組合管轄内(留萌市・小平町)で平成28年に発生した火災は20件で、過去10年で最も多い件数となりました。

留萌地域は、年間を通して風が強く吹くため、火があらわれて燃え広がるおそれがあります。日ごろから火の取り扱いに十分注意しましょう。家庭や地域などで、火災予防に努めていただくよう、よろしく願います。

留萌消防組合管轄内の
火災発生状況

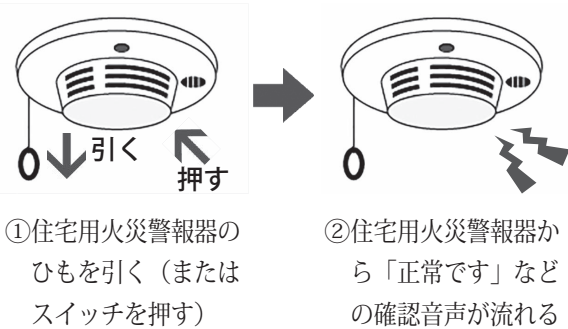
消防法で、新築の住宅に対する住宅用火災警報器の設置が義務付けられてから10年が経ち、既存の住宅に対する設置の義務化からも5年が経ちました。皆さんのご自宅などで設置している住宅用火災警報器は、正しく作動しますか。日ごろから、住宅用火災警報器の動作確認を行うとともに、設置から10年を目安に、本体の交換をお願いします。

住宅用火災警報器の
管理について住宅用火災警報器の
管理・点検は大丈夫？

▼住宅用火災警報器を定期的に点検していますか。住宅用火災警報器は、ほこりや電池切れ、電子部品の経年劣化などで正常に作動しない場合があります。

いざというときに備え、住宅用火災警報器の動作確認を定期的に行いましょう。

●動作確認の一例



火災から 生命を 守ろう

●誌面に対するお問い合わせ先●

留萌消防組合 留萌消防署
予防課予防係

☎ 42-2211 FAX 43-5150

春の火災予防運動

実施期間：4月20日(木)～30日(日)

※4月20日(木)から26日(水)までの7日間は、午後8時にサイレンを吹鳴します。

【全国統一防火標語】

「消しましょう
その火その時^{とき} その場所で」

【留萌消防組合テーマ】

「火災から 生命を 守ろう」



第60号

春の火災予防運動を
実施します

少しずつ春の訪れを感じることが出来る季節となりました。しかし、空気はまだ乾燥しており、火災が発生しやすい状態が続いています。

皆さんは、自宅や職場、外出先などで、火の取り扱いに十分注意していますか。火災は、ふとした気の緩みなどで発生し、そのまま燃え広がって取り返しがつかない

状態になってしまふ場合があります。

留萌消防署では、全国統一防火標語「消しましょう その火その時 その場所で」を合言葉に、春の火災予防運動を実施します。春の火災予防運動では、火災防ぎよ訓練や街頭啓発などの火災予防に関連する各種行事を行います。また、4月20日(木)から26日(水)までの7日間は、午後8時にサイレンを吹鳴します。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

